


令和6年度 各種福祉サービスの助成券の申請を受け付けます

4月1日(月)受付開始

▽助成券の有効期限は令和7年3月31日(月)です。

▽年度ごとに申請が必要です。

▽助成券は指定された事業所のみで利用できます。

事業名・内容	対象 申請時に提示するもの	申請先
<p>A 訪問理美容サービス 利用料助成券</p> <p>1万2,000円分の助成券(2,000円×6枚/年)を交付します。</p> 	<p>村内に在宅し、理美容所を利用することが困難で、下の①～③のいずれかに該当する方</p> <p>①要介護3以上 ②身体障害者手帳1・2級 ③上記の①・②に準ずると認められる</p> <hr/> <p>①の方は…介護保険被保険者証 ②の方は…身体障害者手帳 ③の方は…身分証明書(運転免許証等)と①・②に準ずることが証明できる書類</p>	<p>①・③の方は…地域福祉課高齢支援担当または、総合相談支援課地域包括担当</p> <p>②の方は…総合相談支援課障がい福祉担当</p>
<p>B 外出支援タクシー 利用料金助成券</p> <p>自宅からの外出時にタクシー利用料金の半額(上限5,000円)を助成します。※該当区分や申請月により交付枚数が異なります。</p> 	<p>村内に在宅し、下の①～④のいずれかに該当する方</p> <p>①要支援1以上で65歳以上 ②身体障害者手帳1～3級または、療育手帳(A)・Aもしくは精神障害者保健福祉手帳1・2級 ③一般特定疾患医療受給者証または指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている ④上記の②・③に該当する慢性透析療法治療者</p> <hr/> <p>①の方は…介護保険被保険者証 ②・④の方は…該当することが分かる手帳 ③の方は…一般特定疾患医療受給者証または指定難病特定医療費受給者証</p>	<p>①の方は…地域福祉課高齢支援担当または、総合相談支援課地域包括担当</p> <p>②・③・④の方は…総合相談支援課障がい福祉担当</p>
<p>C はり・きゆう・マッサージ 等施術費助成券</p> <p>1万2,000円分の助成券(1,000円×12枚/年)を交付します。</p>	<p>村内在住で、70歳以上の方</p> <hr/> <p>身分証明書(運転免許証等)</p>	<p>地域福祉課高齢支援担当または、総合相談支援課地域包括担当</p>
<p>D 障がい者家族介護 用品購入費助成券</p> <p>障がい児(者)を在宅等で家族が介護している方に対し、紙おむつ等の購入費用として、3万6,000円分の助成券(1,000円×36枚/6か月)を年に2回交付します。※申請月により交付枚数が異なります。</p>	<p>日常生活の大半に介護を必要とする満3歳以上で、下の①～③のいずれかに該当する方</p> <p>①身体障害者手帳の交付を受け、視覚に2級以上の障がいがある ②身体障害者手帳の交付を受け、下肢または体幹に2級以上の障がいがある ③療育手帳の交付を受け、総合判定が(A)・Aである ※要介護認定を受け、「要介護認定者家族介護用品給付事業」の対象となる方を除きます。</p> <hr/> <p>①・②の方は…身体障害者手帳 ③の方は…療育手帳</p>	<p>総合相談支援課障がい福祉担当</p>

※令和6年度の要介護認定者家族介護用品給付については、3月15日から受付を開始しています。詳細は「広報とうかい」(3月10日号)をご覧ください。

【問い合わせ】

▽地域福祉課高齢支援担当(役場行政棟1階 ☎282-1711 内線1140)

▽総合相談支援課地域包括担当(総合福祉センター「絆」内 ☎287-2525)

▽総合相談支援課障がい福祉担当(総合福祉センター「絆」内 ☎287-2525)